

- 一、壹ヶ年乃至貳ヶ年半年の小作料を免除する
- 一、一反に六十圓の補償を出す、工事に優先權を認めて使用する

以上の條項で解決した

二、大城村の農救土木事業によつて道路が作られ、田のツブレの補償として一反に百圓と三十圓の麥の損害を役場に出させた

朝倉地區

- 一、三輪村支部員木村善三郎君外四十四名上秋月支部有田幸太郎君外五名は昭和七年の小作米を三割五分マケロと甘木町地主具島又二郎外六十名、上秋月地主井上丈太郎外八名に要求してゐたところ地主等は直ちに地主組合を組織し小作米はマケ又、二十六町歩の土地を返せと九月二十九日訴訟を起し更らに十二月四日には木村善三郎君外八名の親家財を差押へたが

組合員の結束を堅めてゐる

二、昭和八年度小作米減免支部は

- 三奈木支部では未組織農民七十余名と共に二割以上三割五分で解決

夜須村支部では二割五分で解決

筑紫地區

- 一、水城村支部力丸重吉君外四名と地主陶山四郎との小作米請求土地引上の訴訟は九月二十一日九月三十日に次の如く解決した

菊武待遣三十六俵ヲ十一俵半八年賦、力丸豊吉四十五俵ヲ十六俵八年賦、力丸晉吉九俵一斗ヲ三俵三年賦、青崎岩次郎二十俵ヲ十一俵十年賦、力丸榮三郎七俵ヲ三俵三年賦
尙ほ従來通り小作せしむる